

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会

(第9回) 石油・天然ガス小委員会

日時 平成28年12月6日(火) 10:00~10:52

場所 経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

1. 開会

○橘川委員長

皆さんおはようございます。それでは定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会の第9回目の石油・天然ガス小委員会をただいまから始めたいと思います。

早朝から委員の皆様、オブザーバーの皆様、ご多用のところご出席いただきましてどうもありがとうございます。

石油・天然ガス小委員会としては多分2年振りの開催となると思います。この間、原油価格の低迷が継続する等々、いろいろな変化がありましたけれども、その件を踏まえまして、この上部機関に当たります資源・燃料分科会で議論させていただいてきました。そこでの審議等を踏まえまして、先般、JOGMEC法の改正が国会で成立したのはご存じのことだと思います。

本日は、そのJOGMECの機能強化という点が主要な議論になると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から委員の出欠状況、資料についてご説明いただきますが、今回の議題の当事者となられますJOGMEC理事長の黒木委員に関しましては、今回に限りですけれども、利害関係を有する者ということで、委員ではなく、オブザーバーという扱いにさせていただきたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは三浦政策課長、お願いいたします。

○三浦資源・燃料部政策課長

ありがとうございます。まず大変恐縮でございますけれども、プレスの皆様の冒頭撮影はここまでとさせていただきたく思います。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それではまず、新たに委員に就任された方をご紹介します。本小委員会の委員として、秋田大学大学院国際資源学研究所教授、荒戸裕之様に新たにご就任いただいております。

○荒戸委員

よろしく申し上げます。

○三浦資源・燃料部政策課長

そのほか今回の審議にご参加いただくオブザーバーの方々については、お時間の関係もごさいますので、恐縮でございますが、お手元の委員名簿をもって皆様のご紹介とさせていただきたく思います。

なお本日は、柏木委員、豊田委員、和田委員はご欠席となっております。また、先ほど委員長からも言及ございましたけれども、オブザーバー、黒木様の代理として川原様にご出席をいただいております。

次にお手元に配付させていただいております資料の確認をさせていただきたく思います。ペーパーレスでございますので、皆様のお手元に iPad があるかと思えます。

議事次第、資料1が委員名簿、資料2がJOGMEC法改正の概要、資料3がJOGMEC法の成立について、資料4がJOGMECの業務報告書及び各種細則の改正について、資料5がJOGMECの出資・債務保証対象事業の採択等に係る基本方針について、資料6、JOGMECの出資・債務保証の重点支援について、資料7、「LNG産消会議2016」に関するプレスリリース、資料8、国内基礎試錐に関するプレスリリース、参考資料1がJOGMEC法改正案衆議院附帯決議、参考資料2がJOGMEC法改正案参議院附帯決議でございます。

資料に不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

## 2. 議事

**(1) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資（資産買収を含む）及び債務保証対象事業の採択等に係る基本方針について**

○橘川委員長

どうもありがとうございました。それでは早速、議事に移りたいと思います。

議題の1番目、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECの資産買収を含む出資及び債務保証対象事業の採択等に係る基本方針についてということであります。

それではまず事務局から、資料2から資料7までを通してご説明いただき、その後、質疑応答を始めたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○廣田石油・天然ガス課長代理

石油・天然ガス課の廣田と申します。課長の定光の代理としてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

お手元、資料2からまいります。資料2、JOGMEC法の一部を改正する法律の概要ということで、今回の法改正の概要について簡単にご説明させていただきます。

まず、おめくりいただきまして1ページ目ですけれども、昨今の油価低迷により世界の資源開発投資が縮小していることにより、将来の需給ひっ迫による油価高騰リスクがあることに対して、G7サミットの中で合意された上流開発を促進する、というコミットメントというものを実行する必要があるという問題提起を、春から行ってまいりました。

おめくりいただきまして2ページ目ですけれども、そうした低油価の影響で、石油権益の資産価格というものが低下しております、また、産油国国営企業の株式の開放の動きも顕在化しているといったような動きも出ておまして、ある種、資源権益を獲得するチャンスであるといった評価もできる、ということになっております。

ということで、我が国にとって、今後5年程度は集中投資によって、このエネルギー安全保障を強化する好機でもあり、この自主開発比率40%という2030年の目標を早期に実現するといったことを目指してございます。

3ページ目に移動しまして、こうした中で、中国・インドは、国あるいは国営石油企業が一体となって世界中で投資を進めている現状がありまして、欧米メジャーも含め、権益獲得や企業買収というものを積極的に展開してきております。

一方、その中で我が国の上流開発企業は、財務基盤に乏しく、競争に立ち遅れているのではないかと、といった問題意識の下で、現行のJOGMECの支援メニューでは企業買収等の支援ということができないといったことがございます。こうした中で、現状を看過せずに、リスクマネーの供給というものを強化していくべきではないか、ということが、今回の法改正の目的となっております。

4ページ目に移動していただきまして、今回の法改正のポイントとなります。

現行の支援メニューですと、一番左上になりますけれども、石油・ガス田の権益単位での支援といったことが今までJOGMECのメニューの基本だったわけでございますけれども、今回、下段の拡充する支援メニューということになります、海外の資源会社への企業買収、資本提携というものを日本の民間企業と一緒に共同出資して支援していくといったことを可能にするすとか、あるいは、下段の真ん中、大規模な油田開発に対して、従来の債務保証支援に加えて追加の出資支援を可能にするといった内容。

それから下段の一番右になりますが、民間企業が参入することが難しいような国営石油企業の株式取得の案件に対して、JOGMECが出資をしていくことで、産油国との戦略的な関係を構築していく、それによって将来の我が国企業への権益獲得の布石としていく、ということを実現

にする法改正を、今般の臨時国会でお認めいただきました。

5ページ目に移動していただきまして、そうした中、権益の支援から、企業買収あるいは資本提携の支援といったことで資産評価の質が変わりますので、審査・ガバナンス機能の強化ということもあわせて行ってございます。

例えば、3段の表の中段になりますけれども、企業価値評価の場合には外部専門家によるデューデリジェンス、資産評価のプロセスを新たに追加するですとか、あるいは国営石油企業への株式取得の場合、さらに第三者委員会による確認プロセスを入れまして、国際情勢、あるいはエネルギー情勢といった多面的な見地から専門家のご助言をいただいて、最後にJOGMECとして採択をしていくといったようなプロセスの強化ということを同時に行ってございます。

また、その他のところに少しありますけれども、現在国が保有している物理探査船について、JOGMECが保有し、民間に貸し出すことということも可能とする、という法改正も同時に行ってございます。

こちらが法改正の概要となっております。

続きまして資料3、JOGMEC法の成立過程につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

今般の臨時国会、10月から開催されておりましたがけれども、その中で法案審議が順調に進みまして、11月16日に法律が無事公布・施行ということで、既に施行されている状況にございます。

国会審議における主な論点ということで幾つかご説明をさせていただきますが、まず10月28日の衆議院・経産委、あるいは11月10日の参議院・経産委の場で以下の論点が議論されました。

1つ目が、まず中核的企業を含む上流開発産業の育成ということで、そもそもの中核的企業の振り返りということで、このINPEXについて、JOGMECの支援策も活用して、どういった効果があったのか、またどういった見通しがあるのか、といったようなことがご質問としてはなされました。

また、今回の法改正がどのように上流開発産業育成につながるのかと、和製メジャーを育てるという視点を失うことなく、このリスクマネー供給に当たっては埋蔵量の大きい案件、あるいはオペレーター案件、企業間の経営資源集約化につながるような案件ということに支援を重点化していきたい、ということが答弁されております。

また上流開発産業について、再編をすべきでないかといったような議論もございました。こちらにつきましては、それぞれのプレーヤーの強みというものを生かしつつ、例えば共同で行っていくようなプロジェクトのようなものの支援を重点化したらどうだ、というようなこともご議論いただきましたけれども、決して、この、業界の再編主導をJOGMECがやるということでは

ないといったことも国会の議論ではございました。

おめくりいただきまして2ページ目、ガバナンス体制の強化ですけれども、先ほど申し上げました、今回、企業買収等新たな業務が入りますので、審査体制の具体的な強化プロセスをどうするか、あるいは専門性を強化するために人材育成をどうしていくかといったようなことが議論されました。

また、③のところですが、石油公団時代の反省を踏まえているのか、といったことで、こちらはその当時、融資を行っていたですとか、最大7割までの出融資をやっていたとか、そういった反省からJOGMECの運営においては、民間主導の原則というところに立ち戻ってきた経緯といったことをご説明申し上げております。

ちなみに、石油公団の実績ということで少し言及させていただきますと、平成16年度末の石油公団解散時において、評価損を含め公団の欠損金というのは5,243億円の欠損金ということで決算されましたけれども、現状は、国に承継されたこの石油公団の資産というものを現在の価値で評価をするということをしますと、実は約8,000億円ほど価値が増加しております、石油公団の欠損金を回復した上で約2,700億円の含み益になっているのが平成27年度末の現状でございます。ということで、こうした石油・天然ガスの開発プロジェクトの評価の際には、まさに数十年単位での長期間の損益を俯瞰して見ていく必要があるのではないか、といったことも言えるのではないかと思います。

続きまして、これまでのJOGMECの出資案件の実績ですとか、責任の所在の明確化といったところが国会では議論になりました。

また資源外交についても、どういった資源外交、政府の行う資源外交と連携していくのかという論点ですとか、あるいは、最後のページになりますが、自主開発比率について定義はどういうもので、そうした目標達成に向けて、その見通しはどうか、といったようなことが国会では議論になりました。

ということで、こちらはご紹介ということでご説明させていただきました。

続きまして資料4になります。JOGMECの業務方法書及び各種細則改正についてですが、こちらは今般の法改正に伴いまして、JOGMECの内規を整備しました、という内容でございます。先ほどのご説明申し上げましたポイントを忠実に内規の方へ反映させる作業という風にご理解いただければと思います。

主なポイントとしまして、JOGMECの審査体制の強化ということで、先ほどのガバナンスのプロセス、外部アドバイザーの起用であるとか、第三者委員会の設置といったようなプロセスの強化の部分と、それからリスクマネー供給機能の強化、先ほどの法改正の論点として、そうい

った今回入れた新しい業務について、政府保証付きの借り入れ、JOGMECが借り入れできる  
といったことで対象も大幅に拡充してございます。これで単年度予算のみに縛られず、借り入れ  
なども使った柔軟な資金調達ということをJOGMECができるようにしよう、といったことで  
やっております、これに伴う内規の改正ということも同時に行っております。

また、(2)の②ですけれども、対象事業費の拡大ということで、従前から探鉱については出  
資、それから開発に移行すると債務保証、というのが基本のパッケージだったわけですが、  
今回、開発段階の出資というものができるようになるということで、探鉱から開発の間に落ちる  
対象事業費がないように、なるべくシームレスな、段階をつなぐような、スムーズな出資支援が  
できるように、ということで、この開発段階に移行する準備段階の事業費なども支援対象として  
含めるような形で、うまくビジネスをとめないような、スムーズに進めるような形での制度改正  
ということをこの内規でやっております。

続きまして、資料5の方に移らせていただきたいと思います。今般ご審議をいただきますJOG  
MECの出資・債務保証の採択基本方針、ということで、新旧対照表を提示してございます。  
基本的に平成20年の改訂から8年間変わっておりませんので、そのアップデートということを主  
眼に置いております。

1ページ目につきましては、基本的な我が国上流開発政策の考え方が書いてございますが、2  
ページ目から今回の修正内容が出てまいります。

2ページ目につきましては、平成20年以降、例えば2030年に自主開発比率40%以上を目標とする  
といったことが、平成22年のエネルギー基本計画で閣議決定をされましたことですか、あるい  
は平成22年、あるいは24年の法改正の内容等について、その情報のアップデートをここでさせて  
いただいております。

そして2ページ目の下段では、今回の低油価対策ということで、G7伊勢志摩サミット以降、  
今般の法改正の背景事情が書いてございます。

3ページに移っていただきまして、こうした法改正の内容にプラスしまして、天然ガスについ  
ては特にここでLNG市場戦略というものを同時に打ち出しておりますので、この具体化に向け  
て、まさに天然ガス開発の支援ということもきちっと位置づけていくということで、この基本  
的考え方に位置づけております。

ページをおめくりいただきまして4ページ以降になりますが、4ページ以降は、実際にこうし  
た基本的考え方に伴いまして、どのような案件に対して支援を重点化していくかということが少  
し具体的に書いてございます。

まず4ページ目は供給源の分散化・多角化といったことで、こういった要素を有する案件につ

いて重点的に支援をしていくかといったことが書かれてございます。

その中で、今般は今までの条件に加えまして、先ほど申し上げました相当規模の埋蔵量が期待できる案件でありますとか、あるいは天然ガスという意味では、価格競争力のあるLNG供給、あるいは市場育成に資する天然ガス上流・液化案件、そういったものに対して支援を重点化していくということで、今までの条件も含め、これら全て選択的条件になっていますけれども、同じく追加の条件を入れております。

5ページ目に行きまして、こちらは先ほどの中核的企業育成、上流産業論の部分になりますけれども、ここにまさに国際競争力のある産業をいかに育成するか、といった哲学を入れていくとともに、(5)我が国上流開発企業間での経営資源の連携・集約化に資する案件であること、ということですね。積極的に例えば共同開発プロジェクトのような形で、いろいろなプレーヤーの強みを生かしたような案件については、重点的に支援をしていこうといったようなことを考えてございます。

なお、Ⅲ. のところで、その他我が国における天然ガスの利用促進に資する案件というものを、ここで削除、というふうにさせていただいてございますが、これは先ほどのLNG市場戦略の具体化の項で、きちっとLNG案件の支援というものを位置づけましたので、それに伴って今般、削除しております、という事情でございます。

6ページ目に移らせていただきますが、ここからもう少し細かい内規にかかわるような内容が書かれております。先ほど内規改正でご紹介をさせていただきました探鉱から生産に至るまでの切れ目のない支援といったことを、まず制度化するという考え方をここに書いてございます。

6ページ目の下段のところなんですけれども、こちらはもともと一定の条件をクリアした探鉱出資や、債務保証支援については、75%を上限とするということをやってございました。

これにならない、今回、新たに考えておりますのが、海外権益を積極的に獲得していくという観点から、大規模な埋蔵量の上積みが期待され、あるいは我が国企業がオペレーター、または準オペレーターであるなど、こうした上流産業の競争力強化、あるいは自主開発比率向上という観点で極めて重要な資産買収案件については、出資比率や債務保証比率の上限を7割5分とするといったふうに内規運用を変えさせていただきたい、というふうに考えてございます。

こちらは出資比率を7割5分とする場合には、当然、民間主導によるプロジェクト推進という原則がございますので、探鉱出資の場合と同様に、機構が議決権ベースでは必ず半分以下という運用で、プロジェクトのリーダーシップは常に民間企業がとっているといったような制度改正を考えてございます。

こちらにつきましては、資料6の方にもポンチ絵で描いてございまして、今まで探鉱の出資、

それから債務保証というものに対して75%の支援が措置されたということについて、今回、資産買収案件についても同様の措置をしていきたいということで考えてございます。

なお、こうした75%の探鉱への出資ということ、平成19年から21件、案件を採択してきましたが、こちらが通常の、いわゆる原則50%の探鉱出資と比べて、特段成績が悪いということではないというふうに考えてございます。

こうした実績の見直し評価も踏まえ、今回の資産買収出資の高率適用の場合には、探鉱リスクが既になく、相対的にリスクは低いものに対してでありますけれども、ハードルとなる埋蔵量の閾値を引き上げるですとか、あるいは過去の成功実績や申請側の企業のパフォーマンスなども加味しながら、厳正な運用をしていく中で、きちんと結果を出すような制度として運用していきたいというふうに考えてございます。

基本方針の7ページに戻ります。7ページにあります、こちらからJOGMECの案件支援に当たっての考え方ということで書かせていただいております。

機構は、案件の支援に当たり、単に技術的なあるいは金融的な観点からの審査だけでなく、きちんと事業者とのコミュニケーションの中で支援ニーズを踏まえて、プロジェクトの発掘・育成、それからJOGMECの支援が必要なくなればエグジットしていくと、自立化といったこのサイクルを意識して、積極的に協力しながら、案件組成を行っていくといった関与をしていくということを書かせていただいております。

また、定期的なヒアリングですとか、経営戦略、成長戦略、そういったものの把握にも努めながら、申請対象事業のポテンシャル、リスク評価というものもやっていくといったことをここで書かせていただいております。

8ページ目、最後のページになりますが、移らせていただきまして、こちらJOGMECの財務でありますとか、今後の資産管理ということで考え方を書かせていただいております。

JOGMECは、探鉱出資をしますと、保守的な会計処理で、2分の1をもともと評価損に立てて、保守的な会計をやっているということがございますけれども、そういった損失が不可避免的に生じやすい構造にある、というこのリスクマネーの性質を考慮しながら、機構の資金というのをきちっと確保していき、財務内容の健全性というものを維持していこうといったことで、先ほど申し上げましたが、機構の出資した案件で生産に至ったものについて株式売却も視野に入れるですとか、あるいは政府保証付きの借り入れも活用していくですとか、あるいは資産のポートフォリオとしての管理も徹底していくといったことで、このJOGMECの資産管理についても強化を推進していくといったことを書かせていただいております。

最後、8ページの下段になりますが、産油国国営石油企業の株式の取得について、戦略的提携

の考え方ということで書かせていただいておりますが、先ほど法改正の背景でご説明させていただいたことを、ここにも同様に書いているということでございます。

ここまでで採択の基本方針の考え方についてはご説明したとおりでございます。最後、資料7につきまして、「LNG産消会議」については、トピック提供ということでご説明をさせていただきます。

先日、11月24日になりますが、「LNG産消会議」を開催しまして、無事に成功をおさめたというふうに考えてございます。柔軟で流動性あるLNG市場の発展ですとか、あるいは適切な価格指標のあり方をみんなで評価してみようですとか、そういったいろいろな取り組みもしまして、産油国側、あるいは消費国側双方から非常に評価の高かった会議となりました。

詳細な議事録ですとか、各大臣、各閣僚や、各企業の幹部の発言につきましては、資料添付させていただきますのでご参考ください。

○橘川委員長

廣田課長補佐、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資料2から7までのご説明を踏まえまして議論を始めていきたいと思っております。ご質問、ご意見のある委員及びオブザーバーの方は、名札を立てていただければ順次指名させていただきます。いかがでしょうか。

じゃ、奥田オブザーバーからお願いします。

○奥田オブザーバー

質問です。改正自体は本当に大変時宜を得た改正だと思いますので、これの積極的な活用を石油連盟としても期待をしています。資料2の2ページに、各国企業等の今後の資産売却予定として色々なケースが整理をされていますけれども、ここに書いてあるような例については、今回の法律改正で、実際にJOGMECが対応するかどうかは別にして、法改正によって全て対応が可能という理解でよろしいのでしょうか。

例えばサウジアラムコの場合は、「IPO実施を計画」と書いてありますけれども、IPOが実施されて証券取引所で自由に誰でも株が買えるような状況であっても、JOGMECが買うことができるという理解でよいのでしょうか。まさにここに書いてある例全てにJOGMECが対応できるかどうかというのが質問です。

○廣田石油・天然ガス課長代理

ご質問ありがとうございます。今、メジャー企業ですとか、海外企業の権益開放の例、それから企業買収、株価の下落の例、それから国営石油企業の株式開放例と書いてございますけれども、まず、元々、一番上の石油等権益についての資産買収ということは、これは従前の現行法でもで

きました。ということで、こちらの対応というのは可能でございました。

中段の企業買収につきましては、今回の法改正のメニューによってできるようになったものでして、もちろん時価総額の規模ですとか、それから一緒に共同出資を考えている民間企業の出資規模等々、実現に際しては、そういったことにもよると思いますが、法的に制度としては可能になります。

一番下、国営石油企業についてということなんですけれども、ご指摘のサウジアラムコなどは上場すれば当然誰でもアクセスできる株になり得ますが、例えば、ある種、意味あるポジションを取ろうとすると、すごく巨額になるですとか、資金調達に対してサウジアラビア政府が持っているものをこの期間内に買わなきゃいけないとか、そういった条件というのがつく可能性というのはあるわけでございます。今、現在、このあたりの条件は全く未知数なんですけれども、そういった意味では、民間企業が参入できない何らかの理由がある場合には、まずJOGMECがアクセスできるようにしておく、といった意味での法改正ということで今回措置をされたということになります。

その後は、どういう状況で民間企業がむしろ前に出て行けないか、というのはいろいろなケースがあると思いますけれども、例えば先ほど申し上げた資金量、あるいは時間的な問題、あるいは国営企業、公共機関でないとアクセスできないというような条件が付されるとか、そういったことによるかなというふうには思います。

○奥田オブザーバー

ありがとうございました。ということは、いろんな条件がもちろん必要ではあるけれども、一応、法改正で対応が可能になっているという理解でよろしいということですね。

はい、ありがとうございます。

○橘川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員

ありがとうございます。今、全体的にリスクマネーの供給が割合滞っている中で、こうしたところで戦略的に切れ目ないことをやっていくというのは非常に必要だと思います。

分科会でも議論をしましたが、あとはこれを国民の信頼を得ながらやっていくということが大事だと思うんですけれども、繰り返しここにも書いてはありますが、とにかく丁寧に情報公開していくことが大事だと思いますし、あと例えば有識者の会議というのはとても大事だと思います。

一般の人の中には、エネルギー分野に限らずですけれども、専門家の方々が本当に専門家としての立ち位置が偏っていないかとか、慎重な人をちゃんと取り入れているかとか、そういったところまで目が厳しい状態が、そうなるような過去の不幸な案件などもあったりもしておりますので、特にリスクをとるとある程度の損失があり得ることを考えなければいけないという上では、そういった慎重な人たちの意見を極力取り入れていくということも含めてお願いしたいと思えます。

それで2点ほど質問があるんですけども、先ほど石油公団が解散のときは5,200億ほどマイナスだったけれども、今は資産になっているということ。これはもちろん石油公団は当時の情報公開とか、さまざまな責任のあり方に問題があったわけですが、結果としてこの資産がプラスになったというのは何か理由があるのかというか、もうちょっとそのあたりを具体的に教えていただければと思います。

2つ目は、伊勢志摩サミットでLNG市場の創設に関して踏み込んだ発言も、日本がやるというのは非常に戦略的にいいと思うんですけども、そして今、途中過程の会議のご紹介などもあるんですが、たった今の段階で何となく時期的なものが見込めているのかどうか、今、5回こうした会議をされて、この先どのようなスケジュール感を持っていらっしゃるかを教えてください。

#### ○廣田石油・天然ガス課長代理

まず有識者会議のあり方や情報公開ということ、まさにそのとおりだと思ってございまして、そこはきちんとJOGMECの指導をしながら徹底してまいりたいというふうに考えております。

いただいたご質問の中で、今回の含み益になった状況ということで申し上げますと、石油公団時代には、まだ探鉱段階にあった案件が、実際に国が引き継いで、その後、開発に行って、生産に至って、ということがずっとこの10年で起こってきてございまして、それで資産価値の向上ですとか、配当金も出てきて、といったようなことが利益として転化されてございまして、それが含み益につながっていったというのが一つ。

それから当時、石油公団の解散の際に承継した株式の中で、一部上場をされていて、それが大きくなったものもありまして、その含み益というものもここに入っております、そうした意味で石油公団時代の投資について、含み損だったものが含み益に転化をしているといった状況となっております。

それからG7サミットを受けての現状なんですけれども、まさに石油の資産買収、権益の資産買収の話も現状いろんな話がございまして、それから開発段階の出資ですとか、ああいったことについてもいろいろ支援の要請というのが幾つか来てございまして、そういったものについて年度内にもきちんと支援策を講じていくといったような見通しで、今、動いているものも幾つか

ございます。

この企業買収や資本提携というお話については、これまた相手もあるものですし、それからこういった時期や具体的な案件ですとか、そういったことが市場に与える影響も大きいですので、申し上げられないんですけども、そういったもののスタディといいますか、どういった案件がどういうところにあるのかなといったことの調査というものは始めている状況でございます。

○宮島委員

LNG市場は、いつごろどんな感じでできそうでしょうか。まだ遠いかもしれませんが。

○廣田石油・天然ガス課長代理

LNG市場戦略については、まさに今、国際的な機運をこうした国際会議でつくっている状況でして、まさに長期契約や仕向地条項のあり方というのもなるべく自由な取引に組みかえていくべきじゃないか、といったような問題提起と、仲間になる味方づくりといいますか、今はまだその段階にあるというのが正直なところでして、まだ具体的な制度論ですとか、そういったところにまで昇華はしていない状況ではありますが、今後そういったこともどんどん進めていきたいというふうに思っております。

○三浦資源・燃料部政策課長

補足ですが、LNGのハブをつくるのが最終的なゴールの一つで、それについては2020年代前半ということで、5月に発表したLNG市場戦略の中で打ち出させていただいたということでございます。現下の需給の状況などを見ますと、その辺が一つのめどかなというふうに考えております。

○橘川委員長

今、言われた中で、有識者の会議公開というのは当然だと思うんですけども、後段で言われたように、案件によって非常に途中経過は秘密性が必要な部分があると思うので、事後的には当然公開されると思いますけど、途中経過は違うんじゃないかと。その点は国民の皆さんも、東電1F委員会の非公開とは違って、理解されると思います。

松方委員、お願いします。

○松方委員

既に十分議論されてきたかと思います。ここでやろうとしていらっしゃることはとても資源の確保に有効な手法だというふうに思いますが、この75%までというのを決める判断は、これはJOGMECが独自の意思でやられるのか、それともそれに対してどこかの目が入るのかということと、結構大きな比率ですので、それが一つと、それからあとは、少しお話がありましたけど店じまいのほう、足の抜き方ですね、どういう段階になったらどういうふうにして抜いていくのか

というようなどころについての一定のお考えがございましたら、ご紹介いただければと思います。

○廣田石油・天然ガス課長代理

まずご質問いただきました75%についてですけれども、基本的にその案件の出資・採択の決断といえますか、採択の決定というのは、JOGMECの理事長が一義的に行うこととなります。

他方で、それが本当にエネルギー政策上、整合しているのかと、意味があるのかといったことについては、大臣の同意というものがその後ございますので、そういった意味では75%の出資に値する案件なのかといったことについては、JOGMEC内の事業経済性ですとか、地質的な有望性、そういったものに加えて、あとは政策的な整合性の観点でも厳正に審査をしていくということになります。

そうした意味では、今まで例えば探鉱出資の場合は0.5億バレルと1TCFという閾値があったわけなんですけれども、それを今回、開発になってリスクも下がりますので、その倍にするですとか、そういった意味で端的には基準のほうも今までどおりのものをやるということではなく、きちんと厳格化していくということもあわせて考えてございます。

それからエグジットのお話につきましては、今、細則上はJOGMECの方からも株式売却を申し出ることもできますし、民間企業から請われればそこに売っていくということもできるという両方の制度の建てつけになってございまして、まさに実際に案件がもう支援を必要としない、軌道に乗ってきて配当も生み出しているとかそういった状況になってきた中で、もうJOGMECの支援が必要ないということであれば、その分、売却をして、JOGMEC側もエグジットしたお金でむしろ再投資をしていく、次の支援を考えるとといったような循環を進めていきたいというところを考えてございまして、そういったことも今回の考え方の中では入れ込ませていただいております。

○橘川委員長

川原オブザーバー、お願いします。

○川原オブザーバー

先ほどの75%のところでございますけれども、この基本採択方針に示していただきましたとおりでございますけれども、我々のほうでこれを受けて内部の規程というのをしっかり決めていきたいと思っております。しっかりそこは説明責任を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○橘川委員長

ほかにかがでしょうか。

日高オブザーバー、お願いします。

○日高オブザーバー

石油鉱業連盟を代表してコメントいたします。今回のJOGMEC法の改正によりまして、JOGMECによる開発事業や企業買収等に対する出資が可能となったことは良好な案件の取得に非常に有益であることから、有効に活用したいと考えています。

民間企業はJOGMECに対しまして採択申請を行う際、事前に弁護士事務所や会計事務所を活用して案件の評価を行います。一方、JOGMECにおいて、かかる案件の評価、審査を行う際にも、民間の評価を十分に活用していただいて、採択までの時間の短縮をお願いしたいということでございます。例えばJOGMECが外資系コンサルタントを再度起用して評価をするということになりますと、日本国としてのコンサル費用の無駄遣いといえますか、こういったものは回避すべきと考えております。

また、今後の制度運用に関しましては、従来同様、民間との緊密な連携等を通して効果的に取り進めることをお願いしたいと思います。

以上です。

○橘川委員長

ほかにいかがでしょうか。

川原オブザーバー、お願いします。

○川原オブザーバー

ありがとうございます。先ほど2点ご指摘をいただいたかと思えます。一つはいろんなJOGMECの審査、これは時間的なものということでございます。そこはできるだけ迅速な審査ということで、こちらのほうもやっていきたいと思っておりますけど、一方できちっとした体制でやるということで、外部アドバイザー等については、ここは必要なところは活用させていただきたいと思っております。

それから、これまでもやらせていただいておりますけれども、石鉱連を初めとした業界の方との意見調整というのは今後も引き続きやらせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○橘川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

じゃ、私のほうから1点ですけれども、国営石油会社の株式取得というケースですね、例えばサウジアラムコだとLPガスにも非常に大きな影響力を持っている。あるいはペトロブラスですと垂直統合企業で、石油精製だとか小売まで展開しているというような感じで、JOGMECが

株式を一部取得したとしても、先方の事業がガスまで広がるだとか、下流まで広がるという枠組みになった場合に、政府としてどういうふうに、JOGMECが受け皿なんですけれども、事業はもうちょっと広がりがあるっていう、そのところの整理はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○廣田石油・天然ガス課長代理

そういう意味では今般のJOGMEC法改正ではあくまで上流の権益というものを主眼に置いたものではございますが、当然、垂直統合で中・下流のアセットを持っていて、そちらの影響によって日本にとって裨益するというパターンも考えられると思います。

こうした、例えば石油株式の取得をする場合には、例えば業務提携契約ですとか、あるいは付随したメモランダムのようなもので、例えば中・下流の協力案件を組成するですとか、そういったことも日本の企業と橋渡しになるというようなことというのは可能かというふうに考えてございます。

そうした意味では、原則的にはまず権益をいかに取っていくかということがメインにはなるんですけども、そこからむしろ安定的に日本へ石油・ガスの輸入というものの流れ、商流ですね、これをキープしていくような戦略的關係を構築していくということも可能なのではないかというふうに思っております。

○三浦資源・燃料部政策課長

廣田が申し上げたことで尽きておりますが、1点だけ、JOGMECは上流の業務に加えて、備蓄に関する事務もつかさどっておりまして、そういう意味では川中についても一定のリーチのある、JOGMEC自身も広がりのある組織という面について補足させていただきます。

○橋川委員長

荒戸委員、お願いします。

○荒戸委員

人材育成の考え方について、少し具体的な部分があればお聞かせいただきたいんですが、一つはJOGMECさんの審査の中で、タイミングの重要性ってあると思うんですね。そのときに十分な専門能力のある職員がきちんとした評価をタイミングよくする、これはやっぱりそれなりの人材が十分でないといけない。

それから、それに値するものを出してくる民間企業側の技術者も、チャンスがふえる分、仕事が多くなっていく、人がますます足りなくなっていくと、そこら辺の關係を踏まえて、どんな具体策が考えられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○廣田石油・天然ガス課長代理

まず今までのJOGMECというのは油田・ガス田の実力をいかに評価するかといったことで、まず地質のリスクですね。地下のリスクでありますとか、実際に油田開発の事業のリスクといったものを見るプロフェッショナルが多くございますといった意味で、今、幕張にTRCという研究組織もありますけれども、民間企業とも人材交流などしながら、実際の研究開発や、それをどう現場に生かしていくのか、あるいは地質の評価に生かしていくのかといったことを、実際のプロジェクト込みで、人材育成といいますか、人材の水準を向上することをやっております。

一方、今回の法改正で、企業買収ですとか、そういった世界に入っておりますので、ある種、常勤でも弁護士ですとか会計士といったものを雇ったり、あるいはももとの現行の職員の金融的なリテラシーというものも向上していくような研修を組んだりとか、そういったような総合的に地質も見えるし、金融面、法律方面でも強くなるといったような人材の育成ということも、今回の法改正を踏まえて考えているところでございます。

○橘川委員長

どうぞ、川原オブザーバー。

○川原オブザーバー

JOGMECでございます。ご質問ありがとうございます。先ほど外部専門家、デューデリ等に関する専門家の活用については、もう廣田補佐からご説明があったとおりでございます。

それから一つは研修ということで、これは我々、既に始めておりますけれども、やはり少しそういう知識を持っている者をふやさなくちゃいけないということで、これは既に始めております。それから若干でございますけれども採用というのものもあるかと思えます。そういったM&Aの知識を持つような者の採用というのものもあるかと思えます。

それから我が方にも既にいろんな金融機関等に出向していた者がおりますので、そういった知見が全くないかというところではございませんので、そういったものを総合的に活用して、しっかりした審査等をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○橘川委員長

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の主要な議題でありますJOGMECの出資及び債務保証対象事業の採択等の基本方針（案）についてですが、大きな異論はなかったと思えますので、当小委員会としては事務局案をもって了承したいと思えますがいかがでしょうか。

じゃ、了承されたものとみなします。よろしく願いいたします。

それでは次の議題に移らせていただきます。こちらご報告事項になりますが、資料8に基づいて、国内の問題ですけれども、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○廣田石油・天然ガス課長代理

ありがとうございます。それでは続きまして資料8ということで、国内基礎試錐の掘削調査についてご報告を申し上げたいと思います。

資源エネルギー庁としては、本年の6月から、島根県、山口県の沖合において石油・天然ガスの掘削調査というものの委託調査をしてございました。こちらは委託先ということでINPEXさんとJOGMECさんが事業管理者ということでやっている事業でございまして、実際に掘削深度約水深200m、海底面下3,000m弱というところまで掘って、掘削の調査をいたしました。

この結果、最深部では高圧のガス層を示唆する強いガス徴というものに遭遇しまして、何らかのガスの兆候というものを確認したというところまではわかりました。一方で、今年は、ちょっと台風が多かった関係もあり、天候状況なんかの悪化もございまして、調査という意味では完全には終了し切らなかった部分もございまして、引き続き、期待の持てる地層だということで、今INPEXさんとも協議をしながら、今後どういうふうに進めていくのかといったことを話しているところでございます。

今年度中は、ポテンシャルについての解析評価作業というものを続行いたしまして、本年度末までにそういった活動の報告といったことを受け取ることになってございます。

資源エネルギー庁としては、こうした国内の資源開発ということにも、力を引き続き入れていきたいというふうに考えてございます。

簡単ですが以上です。

○橘川委員長

廣田補佐、ありがとうございました。

じゃ、お待たせしました、重藤委員、お願いします。

○重藤委員

今のこの資料8の中で確認をさせていただきたいのが、国内の、先ほどJOGMECの話は海外というところだと思いますが、国内のやはりこういう採掘とかいうところの位置づけですね、我々としても働く者という意味では国内でしっかりと技術を伝承していき、それを海外に展開していくというふうなことでお願いしたいと思っておりますけれども、それを今どのようにお考えになっているかをちょっとお聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○廣田石油・天然ガス課長代理

ご質問ありがとうございます。国内の資源開発についてのご質問ですけれども、今回の法改正

という意味では確かにおっしゃるとおり海外の資源開発にフォーカスしたような格好になっておりますけれども、一方で国内については、先ほど少しご紹介いたしました「資源」号による調査によれば、72カ所ほど有望な地層というのがあるのではないかといいことで、まだまだ国内の有望な層というのもございますので、こちらは基礎試錐の予算をきっちり獲得して、実際に掘削調査というものも続けていきながら、次の国内の油田・ガス田の発見というものにつなげていきたいというふうに考えておまして、ここはいささかも揺るがず、継続して進めていきたいというふうに考えてございます。

○橘川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

荒戸委員、お願いします。

○荒戸委員

国内のそういう作業というのは非常に重要だと考えておまして、海外で民間の企業さんが活躍するためにも、技術者というのは国内で育てたいという気持ちがやっぱりありますよね。

先ほどの人材育成ともかかわるんですけども、最近の海外プロジェクトの場合は、若い技術者をなかなか受け入れてもらえない（資源国が入国を認めない）、要するに教育の場として使わせてもらえないことが多いですよね。ですから、そういう意味では国内にこういう石油・天然ガスの開発の場があるということ自体が、非常に技術者の育成に重要だというふうに考えています。

ですので、そんな意味も含めて、実際の資源を見つけるのは当然のことなんですけど、持っている物理探査船の有効活用とか、全体のそういう石油探鉱の開発に向けての動きを維持していただきたいというふうに思います。

○橘川委員長

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

### 3. 閉会

○橘川委員長

それではありがとうございました。時間はちょっと早いですけれども、いろいろなご意見、ご質問を賜りまして感謝いたします。

これをもちまして本日の石油・天然ガス小委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—